

## 制度全般について

### Q 1. 受付開始はいつですか。

- A. 令和3年4月21日より受付開始します。  
先着順で受付し、募集期間内であっても申込件数が予算に達した場合は締切とさせていただきます。

### Q 2. 助成額はいくらですか。

- A. ◆奈良県地域認証材使用住宅助成事業  
 【構造材】 5m<sup>3</sup>以上 150千円  
 【内装材】 20m<sup>2</sup>以上 100千円  
 ◆奈良県産材使用住宅助成事業  
 【構造材】 5m<sup>3</sup>以上 100千円  
 【内装材】 20m<sup>2</sup>以上 50千円

構造材		(円)	
使用量	認証材	県産材	
5m <sup>3</sup> 以上	150,000	100,000	

内装材		(円)	
使用量	認証材	県産材	
20m <sup>2</sup> 以上	100,000	50,000	

### Q 3. 補助対象者は。

- A. 地域認証材又は県産材を使用し、持家住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う所有者、または分譲住宅の新築を行う事業者が対象になります。

### Q 4. 予定件数はどのくらいですか。

- A. ◆奈良県地域認証材使用住宅助成事業：70件程度  
 ◆奈良県産材使用住宅助成事業：100件程度

### Q 5. 認証材と県産材の両方を使用する場合、「奈良県地域認証材使用住宅助成事業」と「奈良県産材使用住宅助成事業」の併用は可能ですか。

- A. [構造材：県産材、内装材：認証材]又は[構造材：認証材、内装材：県産材]で、かつ、それぞれの使用量が補助要件の基準（構造材5m<sup>3</sup>以上・内装材20m<sup>2</sup>以上）を満たす場合に限り可能です。証明書はそれぞれに必要です。

		地域認証材	
		構造材	内装材
県産材	構造材	×	○
	内装材	○	×

## 対象となる住宅等について

### Q 6. 補助対象住宅は。

- A. 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）または共同住宅等の住宅部分で、かつ、個人所有の持家住宅または分譲住宅が対象になります。  
賃貸を目的とする住宅やモデルハウス、法人所有の住宅は対象外となります。

### Q 7. 分譲住宅は補助の対象になりますか。

- A. 補助の対象となります。  
ただし、当該分譲住宅の販売に係る広告媒体（チラシ・ポスター等）において、本事業を活用した物件であることを掲載し、周知すること。  
※完了実績報告時に、チラシ・ポスター等の写しを提出する必要があります。  
（チラシ・ポスター等の完成が間に合わない場合は、原稿(版)を提出すること。）

### Q 8. 木造枠組壁工法（ツーバイフォー）や木質プレハブ工法は、補助の対象になりますか。

- A. 内装材は補助の対象となります。  
構造材は補助の対象となりません。 県産材の利用促進を図る観点から、柱や梁などの構造材を多く使用する木造軸組工法（在来工法）で建築された住宅のみ補助の対象としているためです。

### Q 9. 共同住宅や店舗付き住宅は、補助の対象になりますか。

- A. 共同住宅（賃貸目的のものを除く）および店舗付き住宅は、いずれも個人が自らの居住の用に供する部分のみ補助の対象となります。  
（構造材は、住宅部分の面積の割合に応じて使用量を算出すること。）

### Q10. 民泊として提供する部屋をリフォームする場合、補助の対象になりますか。

- A. 民泊を目的として提供される部屋（廊下、トイレなどの共用部分を含む）は対象となりません。

### Q11. 蔵をリフォームして住宅にする場合、補助の対象になりますか。

- A. 補助の対象となります。（ただし、個人が自らの居住の用に供する場合に限る。）

### Q12. 補助の対象となる部材は。

- A. 構造材については、木造軸組工法（在来工法）の構造躯体における、土台、柱（管柱、通柱及び間柱を含む。ただし、間柱は奈良県産材使用住宅助成事業のみ対象）、大引、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、大引又は構造用合板が補助対象となります。  
内装材については、室内の見える部分に使用される木材（床、壁、天井材、階段（蹴込み板を含む））が補助の対象となります。その他の部材（母屋、棟木、垂木、筋交い、火打ち、束、外壁など）は補助の対象となりません。

## 申請手続き等について

**Q13. 補助金交付申請書等はどこに提出すればよいですか。**

A. 提出書類は持参もしくは郵送にて、奈良県木材協同組合連合会へ提出してください。(郵送の場合は、簡易書留等受け渡しが確実な方法とし、提出期日までに必着すること。)

**Q14. 応募多数の場合は、どのようにして補助対象者を選定するのですか。**

A. 受付順に審査を行い、補助要件に適合している申請者より先着順とします。

**Q15. 補助金交付申請書等について、申請代理人と事務担当者が同一の場合、事務担当者の欄にも氏名・連絡先を記入する必要がありますか。**

A. 記入する必要があります。  
申請代理人の欄には代表者名を、事務担当者の欄には連絡先となる事務担当者名を記入することとし、同一の場合も記入してください。  
(問合せの必要が生じた場合は事務担当者に対して連絡します。)

**Q16. 工事請負契約書の署名が連名の場合、補助金交付申請書等も連名とする必要がありますか。**

A. いずれかの氏名で申請等可能です。  
ただし、申請等に係る全ての書類に記入する氏名を統一する必要があります。

**Q17. 補助金交付申請時と完了実績報告時で申請代理人の代表者が交代した場合、完了実績報告以後の申請代理人の欄はどのように記入すればよいですか。**

A. 補助金交付申請書は交代前の代表者名を、完了実績報告書は交代後の代表者名を記入してください。  
なお、完了実績報告時に、代表者が交代したことがわかる書類(代表者交代の挨拶状、登記簿謄本の写しなど)を提出する必要があります。

**Q18. 工事着手前であっても、補助金交付申請に必要な書類が全てそろえば申請可能ですか。**

A. 申請可能です。

募集要項（抜粋）

4. 補助要件

(1) 構造材使用に係る補助金を申請する場合（内装材使用に係る補助金申請と併用する場合を含む）については、上棟予定日の20日前までに、内装材使用に係る補助金のみを申請する場合（構造材使用に係る補助金は申請しない場合）については工事完了予定日の20日前までに、申請書を提出すること。（必着）

※提出日は、「受付窓口での受理日」となります。

※補助金の交付は、原則1戸につき1回限りですので、構造材と内装材を併せて申請する場合は、上棟予定日の20日前までに、構造材と内装材の両方を一度に申請してください。

**Q19. 補助金交付申請時の使用予定量と実際の使用量が一致しないことが判明した場合、変更交付申請書の提出が必要ですか。**

A. 実際の使用量が構造材5㎡未満、または内装材20㎡未満になるなど、補助金額の減額を伴う場合、速やかに変更交付申請書の提出が必要になります。（変更内容に応じた必要書類（使用（予定）内訳書など）を添付すること。）  
補助金額の減額を伴わない場合は変更交付申請書の提出は不要です。  
なお、補助金額の増額を伴う変更交付申請は認められませんのでご注意ください。

**Q20. 補助金交付申請書の提出後にはどのような手続きが必要ですか。**

A. 県が申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。交付決定後、補助金額の減額を伴う使用量の変更があった場合、変更内容に応じた必要書類を添付し、速やかに変更交付申請書を提出して下さい。

工事完了後10日以内かつ令和4年3月15日までに完了実績報告書を提出して下さい。完了実績報告書提出後、県が報告内容を審査し、補助金の額の確定を行います。補助金の額の確定後、速やかに（10日以内を目安に）補助金交付請求書を提出して下さい。

（期日までに完了実績報告書又は補助金交付請求書が提出されない場合や審査の段階で交付要件を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消します。）

## その他

**Q21. 国の地域型住宅グリーン化事業など、国や他の地方公共団体の制度との併用は可能ですか？**

A. 「奈良の木を使用した住宅への助成制度」は、他の補助金との併用が可能です。ただし、国や他の地方公共団体の制度が併用を認めない場合がありますので、申請者が各自で併用の可否をご確認ください。

**Q22. 令和3年度の補助金には、国の予算（国費）は含まれていますか？**

A. 国費は含まれておりません。（県単独補助金）